

(案)

梅美台小学校仮設普通教室棟貸借契約書



3 乙は、当月分の賃貸借料を翌月の10日までに、甲に対して書面をもって支払を請求するものとする。

4 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、本物件に関する公租公課その他の賦課金等の一切の経費を負担するものとする。

(権利の権限)

第6条 乙は、賃貸借期間中に本物件を第三者に譲渡し、又は抵当権、質権その他の甲の完全な建物の使用を阻害する権利を設定してはならない。

(建設及び検査)

第7条 乙は、本物件を賃貸借期間の開始日までに第1条で記載の所在地に建設するものとする。

2 甲は、乙が本物件の建設を完了した日から10日以内に本物件の内容、数量等を検査するものとする。

3 前項の検査に必要な費用は、乙が全て負担するものとする。

4 乙は、第2項の検査に立ち会うものとし、立ち会わない場合は、検査の結果に異議を申し立てることはできない。

5 乙は、第2項の検査の結果不合格となって修補が必要な場合は、遅滞なく当該修補を行って再検査を受けなければならない。

6 第2項の規定は、前項の再検査の場合に準用する。

(維持管理)

第8条 乙は、甲が本物件を常に正常な状態で、有効な使用が維持できるように技術者を派遣して、次に掲げる保守を行い、その費用を負担する。ただし、甲の責による破損修繕については、甲の責任及び負担によって行うものとする。

① 定期保守 期間中に1回程度、本物件の点検、修理及び調整等を行う。

② 緊急保守 緊急保守又は修理を要する場合には、乙は甲の要請により速やかに本物件の点検、修理及び調整等を行う。

(使用目的及び形状の変更)

第9条 甲は、乙の承諾を得て、必要に応じて本物件の使用目的及び形状を変更できるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反し、その違反が速やかに是正されなかった場合は、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反が速やかに是正されなかった場合は、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第11条 甲は、前条第1項による契約の解除に伴って甲に損害が生じたときは、乙にその損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、前条第2項による契約の解除に伴って乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 乙は、本物件の構造等乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担によって速やかにその損害の賠償及び早期復旧を適切に行わなければならない。

4 地震・水害等の自然災害及び火災のほか、第三者による損害により、本物件が滅失あるいは毀損した場合の損失については、乙の責任で対応し、その損害額を負担するものとする。

(費用の負担)

第12条 この契約書の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市

木津川市長 河井規子

乙